

# 公益社団法人兵庫県看護協会広告掲載要綱

## (趣旨)

1 この要綱は、公益社団法人兵庫県看護協会(以下「本会」という。)が管理する情報発信媒体への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

2 本会の情報発信媒体に広告掲載することにより、財源を確保するとともに、会員サービスの向上を図ることを目的とする。

## (広告の範囲)

- 3 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。
- (1) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
  - (2) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
  - (3) 人権侵害となるもの又はその恐れがあるもの
  - (4) 政治性のあるもの
  - (5) 宗教性のあるもの
  - (6) 社会問題についての主義主張
  - (7) 個人又は法人の名刺広告
  - (8) 当該広告事業の内容を本会が推奨しているかのような誤解を与える恐れがあるもの
  - (9) 公衆に不快の念又は危害を与える恐れがあるもの
  - (10) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
  - (11) 本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - (12) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
  - (13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
  - (14) その他掲載を行う広告として不適当であると本会会長が認めるもの

## (広告媒体の種類等)

4 会長は、管理する広告媒体に広告掲載等を行う場合、広告媒体の種類、広告掲載料を別途定めるものとする。

## (審査等)

5 掲載する広告の可否については、業務執行理事会で協議し、会長が決定するものとする。  
掲載する広告については、理事会に報告するものとする。

なお、会長が特に必要と判断するものについては、業務執行理事会の協議を経て、理事会での協議を行った上で、会長が決定する。

## (掲載料の減免)

6 本会会員への特典となる広告については掲載料を減免することができる。減免率は特典の内容等を考慮の上、会長が決定する。

## (要綱の改正)

7 この要綱は、理事会の承認により改正することができる。ただし、軽微な変更はその限りではない。

## (その他)

8 この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別途定める。

## 附則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

この要綱は、平成30年11月12日から施行する。